

第2回東海村空家等対策審議会 議事録

開催日時	令和6年2月22日(木) 14:00~15:30	場 所	東海村役場 201委員会室
出席者	委員/会長(茨城県弁護士会会員), 副会長(茨城司法書士会会員), 委員(茨城土地家屋調査士会会員), 委員(茨城県建築士会会員) 事務局/都市政策課長, 同課長補佐 欠 席/委員(茨城県宅地建物取引業協会会員)		

○議事

1 開会

2 都市政策課長あいさつ

本日は、年度末の業務多忙の時期に、また足元が悪い中、本協議会のために、ご足労いただき、ありがとうございます。さて、本審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、約3年ぶりの開催となります。本日は、管理不全空家等や特定空家等の判断につきまして、ご意見をいただくこととなります。令和5年6月14日に改正空家法が公布され、同年12月13日に施行されました。改正空家法では、新たに、管理不全空家等に係る措置が規定されました。本日は、その内容を確認していただきつつ、空家等対策全般について、ご意見をいただきたいと思います。限られた時間ではありますが、活発な意見交換が行われることを期待いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

3 議事

【議事(1) 管理不全空家等、特定空家等の判断について】

- 管理不全空家等に係る判断は村の判断とする。ただし、管理不全空家等の判断に用いる調査票は、評点によって判断できるように修正すること。
- 特定空家等の認定、その後の措置については、審議会で審議し、村長が認めるものとする。
- 立入調査の方針案、特定空家等に係る措置の方針案については、次回以降の審議会において審議する。

【議事(2) その他】

- 今年度末をもって審議会委員の任期が満了となることから、専門家団体に対し、委員の推薦依頼を行う予定。

4 閉会